















人頭税石(にんとうせいせき)

大正10年に宮古を訪れた民俗学者・柳田國男は、「海南小記」の中でこの石柱を「ふばかり石(賦課石)」と称し、「この石で背丈を測って石の高さに達すると税を賦課された。」との伝承を紹介しています。

1637年、琉球王府は先島(宮古・八重山)に人頭税制を施行しました。この税制は頭数(人口)を基準に税(粟・織物)を賦課するもので、役人の見立てにより税を納めさせられました。1659年には、頭数の増減に関係なく「定額人頭税」制となり、更に、1710年には年齢(15才~50才)を基準として税(男は穀物・女は織物)の賦課が行なわれるようになりました。

この人頭税制は1903(明治36)年1月1日の新税法施行に伴って廃止されました。何故、この石柱が「ふばかり石=人頭税石」と呼ばれたのか定かではありませんが、人頭税が年齢制になる以前、即ち、役人の見立てで税を賦課されていた頃、或いは、それ以前に「あの石の高さ程になると、税を賦課される」という目安のようなものであったかもしれません。今日、この石柱については「人頭税石」のほか、「屋敷神」「陽石」「囃根点」など、多くの説が出されています。

平良市経済部商工観光課



























































































































































































